

これまでの経緯

	大阪市	大阪市社会福祉協議会	区役所・区社協
平成 16 年 3 月	「大阪市地域福祉計画」策定	「大阪市地域福祉活動計画」策定	2つの計画をもとに合同で策定
平成 18 年 3 月	↓推進	↓推進	区地域福祉アクションプラン策定
平成 21 年 3 月	「大阪市地域福祉計画(平成 21 年度～23 年度)」策定	「第 2 期・大阪市地域福祉活動計画」策定	↓推進
平成 21 年 6 月	↓推進	活動計画の評価指標の検討・試行を開始(3年間) ↓推進	※平成 22 年度より毎年「区の地域福祉推進に向けたふりかえり」実施
平成 24 年 4 月～	区の特性や課題に応じた地域福祉の推進に向け「大阪市地域福祉推進指針」の検討開始	※8月より活動計画をふまえた「大切な視点」の検討開始	※区の状況に応じてアクションプランの推進・見直し
平成 24 年 12 月～	「大阪市地域福祉推進指針」策定	平成 25 年 3 月「大切な視点」策定	

用語の説明

福祉コミュニティ

地域の中で、社会的に支援を必要としている住民の状況に 관심を持ち、それらの人々を中心において、地域づくりを行っていくことです。

権利擁護

福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明できるよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として支援していく活動を意味し、意思表明の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって代弁することをいいます。

ニーズ

福祉でいう「ニーズ」は、その人が暮らしていくために、あるいは活動をするために「必要なこと」で、「満たされなければいけないもの」です。「要望」とは、それを「望むもの」であり、「叶って欲しいもの」で意味合いに違いがあります。

資源

人々の暮らしを支えるために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能などの総称。例えば、介護保険・各種福祉サービスや地域福祉活動などがあげられます。

大阪市地域福祉計画

平成 12 年に改称・改正された社会福祉法で市町村地域福祉計画が規定されたことを受け、人権尊重・住民主体・利用者本位・社会的援護を要する人々への支援、を基本的な考え方として策定されました。

大阪市地域福祉活動計画

大阪市が策定する「大阪市地域福祉計画」と共に、大阪市における住民主体の地域福祉活動やボランティア活動をふまえて、今後の活動の理念、方向性と活動の内容、方法などを示す計画であり、同時に、各区で推進されている地域福祉アクションプランの指針となるものです。

私たちの手で つながり・支えあいの地域をつくる －地域福祉活動をすすめるための大切な視点－

平成 25 年 3 月

発行：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会（福祉部 地域福祉課）
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
電話：06-6765-5606 FAX: 06-6765-5607
ホームページ：<http://www.osaka-sishakyo.jp/>

※「大切な視点」は、大阪市社会福祉協議会が設置する大阪市地域福祉活動推進委員会において、「大阪市地域福祉活動計画」をふまえて検討・作成しました。

私たちの手で つながり・支えあいの地域をつくる

－地域福祉活動をすすめるための大切な視点－



私たちのめざす地域

「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティ」

私たちは、身近な地域の中で、一人ひとりの生活の困りごとや生活のしづらさに関心を持って、住民同士が話し合い、新たな担い手の参加・協働を積極的にすすめることにより、互いにつながり・支えあうことができる地域をめざします。



私たちが、これまで自然とよりどころにしてきた家族や隣近所のつながりが薄れつつある中で、生活の困りごとや生活のしづらさを抱えた人たちは孤立しやすくなり、その課題は複雑・多様化しています。

これらの課題は特定の人たちだけの問題ではなく、誰もが人生のさまざまな場面で、支援が必要となるかもしれません。一方で誰もが、できる範囲での「サポート役」に回る可能性を持っています。

大阪市内の各地域では、高齢者食事サービス・ふれあい喫茶・子育てサロン・見守り活動などの地域福祉活動を、長年に渡って地道に積み上げてきました。また、平成18年度からは、各区において多様な組織・個人の参画と協働による「地域福祉アクションプラン」を展開してきました。そうした取組みによって、脈々と受け継がれてきた、また新たに結んできた、人と人との“つながり・支え合い”こそが、地域の財産であり、公的サービスだけでは実現できない豊かさを生み出し、一人ひとりの暮らしを支えています。

今一度、地域福祉活動の意義を再確認し、これからも取組みをすすめていくうえでよりどころとなるよう、「大切にしたい6つの視点」と、それらに共通するポイントとして「3つのええ要素（栄養素）」をまとめました。

大切にしたい6つの視点

1

一人ひとりの暮らしを 大切にするしくみをつくる 〔発見と見守り・権利擁護〕

身近な地域で、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者・引きこもりなど、生活のしづらさを抱える人たちに気づき、見守り、総合的な相談窓口と連携することが、事態の深刻化や権利侵害を未然に防ぎます。一人の暮らしを守るとともに、同様の生活課題を抱える人たちを支える“しくみづくり”を意識することが大切です。

4

福祉の心を育み 学びの機会をつくる 〔福祉教育・ボランティア学習〕

子どもから大人まで、一人ひとりが尊重され、地域で誰もが排除されることなく共に生きるために、福祉の心を育む機会を重ねることは、福祉課題への関心を高め、担い手を発掘・育成し、活動を活性化することにつながります。そうした学びの場面を継続することが、住民が主体となって地域の福祉課題を協働で解決する土壤をつくります。

2

同じ課題を抱える人たちを 中心としたつながりをつくる 〔当事者を核にした組織化〕

同じ課題を抱える人たち同士が、仲間と出会い交流する場面をつくることは、互いにサポートしあい、生きる力を高め、意見を表明することにつながります。支援者同士が連携するだけでなく、当事者の人たちを中心とした支えあいのネットワークをつくることが、一人ひとりの自立と社会参加のステップへつながります。

3

多様な人・組織の強みを生かした 活動参加と協働をすすめる 〔市民活動・ボランティア活動〕

多様な個人、企業やNPOなどの組織が、それぞれのもつ特性を活かして、地域とつながり、互いの強みを活かした協働を生み出すことによって、相互に補完しあいながら、住民ニーズをキャッチし、それに対するアクションを多彩に展開することができます。有償活動、ビジネス手法の活用など、その手法も広がっています。

5

地域と社会福祉施設・福祉サービス 事業者の交流と連携を強める 〔社会福祉施設・事業所との連携〕

社会福祉施設や福祉サービス事業者も地域の一員として、地域との交流を図り、施設・地域双方がもつ資源の相互活用などをすすめることは、互いの理解を深め、協働による課題解決の可能性を広げることにつながります。また、種別を越えて施設同士の連携の場をつくり、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応力を高めることが大切です。

6

災害時に誰も取り残されない 地域をつくる 〔防災・減災に向けてのつながりづくり〕

日常の地域福祉活動のなかで、生活上の配慮が必要な人を把握し、災害時にどんなサポートが必要なのか、誰が中心となってサポートできるかなどをみんなで考え、情報共有し、また、当事者参加型の訓練などを重ねることで、地域の防災力が高まります。地域外の支援者をどう受け止めるか、「受援力」もキーワードです。

3つのええ要素（栄養素）

どの視点を考えるうえでも「ニーズ」「情報」「担い手・資源」がベースになります。

ニーズ

住民の生活課題から「ニーズ」が生まれ、地域福祉活動につながります。身近な人の生活の困りごとに寄り添い、ときに代弁するとともに、今は見えていないニーズを意識することも大切です。

情報

サービスを受けるにも、関心をあげる、活動参加を促すにも「情報」がカギとなります。必要な情報をわかりやすく届け、共有する手段を工夫していましょう。

担い手・資源

地域福祉活動をすすめるときには、現在関わっている人だけでなく、いろいろな「担い手」とつながりあい、場所や物品、資金など地域にある「資源」を発掘し、活かしていきましょう。

私たちの手で
つながり・支えあいの
地域をつくる

– 地域福祉活動をすすめるための大切な視点 –

活用にあたって



現在取り組んでいる活動の再確認・ふりかえりや、今後の活動の方向性を話し合う際にご活用ください。

取り組んできた活動があてはまる視点を考えて、3つの要素と照らしあわせてみたり、区や地域の中で6つの視点にあたる活動はどうのようなものがあるかと話し合っていただくことも一つです。

一つの取組みには、複数の視点が含まれていることも考えられます。

例えば、こんな場面で

- ★ 団体・グループでこれまで取り組んできた活動をふりかえるときに
- ★ 地域福祉活動についての学びの場面をもつときに
- ★ これまで推進してきたアクションプランを見直すときに
- ★ 区や地域においてこれからの活動を話し合うときに
(地域福祉活動計画の策定など)

